

法務省政策評価有識者会議（第79回）議事録

1. 日 時

令和8年6月19日（金）13時55分～15時45分

2. 場 所

法務省20階第一会議室

3. 出席者

<政策評価有識者会議構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
大 屋 雄 裕	慶應義塾大学法学部法律学科教授
(座長) 小 川 恵 司	弁護士
中 島 正 喜	一般社団法人共同通信社経営企画局次長
堀 田 聡 子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
吉 開 多 一	国士舘大学法学部法律学科教授

<法務省出席者>

法務事務次官	森 本 宏
大臣官房政策立案総括審議官	村 松 秀 樹
官房参事官（予算担当）	白 鳥 智 彦
大臣官房秘書課付	満 田 悟
大臣官房人事課付	菅 原 健 志
大臣官房秘書課EBPMアドバイザー	田 原 英 典
大臣官房秘書課EBPMアドバイザー	白 髭 龍
大臣官房司法法制部参事官	甲 元 雅 之
大臣官房付	岡 田 陽 一

<事務局>

大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長	佐 藤 浩 朗
大臣官房秘書課法務専門官	近 藤 拓 哉

4. 議 題

令和8年度事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

資料1—1：【司法法制部】政策評価書（案）

資料1—2：【司法法制部】政策評価書（案）

参考資料1：法務省政策評価に関する基本計画

6. 議 事

○事務局 そうしましたら、少し早いですけれども、出席者の方全員そろわれましたので、これより第 79 回法務省政策評価有識者会議を開催したいと思います。

初めに、森本法務事務次官から御挨拶を申し上げます。

○森本事務次官 皆さん、こんにちは。法務事務次官の森本でございます。

委員の皆様方におかれましては御多忙のところ、第 79 回法務省政策評価有識者会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本会議は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するとともに、政策立案及び評価の質の向上を図るため、政策の特性に応じて有識者の方々の知見を活用することを目的として実施するものでございます。政策評価は、国民に対する説明責任の確保や効率的で質の高い行政の実現のみならず、政策の改善につなげていくための重要な取組であります。当省におきましては、データ利活用や分析に関する専門的知見を有する民間専門家を EBPМアドバイザーとして採用いたしまして、客観的な政策効果の分析に資する助言を受けるなど、政策評価の実効性を高める取組を実施しているところでございます。今回の政策評価書案の作成に当たっても、こうした取組の成果を活用しております。

本日は各分野の専門的な御知見をお持ちの委員の皆様から、この政策評価書案につきまして多角的な観点から御意見を伺うこととしておりまして、当省の政策の改善に向けて忌憚のない御議論を頂きたいというふうに思っております。

法務省も昔はいわゆる執行官庁としての側面だけでしたけれども、最近はかなり政策的なものとかにもコミットするようになってきていると思っております。そういう意味では、こういった政策を今後展開していくのかというところを考えていく上でも、今やっている政策について評価して、その上で新しいもの、それから、改善すべきは改善しますけれども、もっと新しいものをどんどん取り入れていかなければいけないというような側面もあるかと思っております。そういった面につきましては、法務省はなかなか弱いところがありますので、外部の皆様方の御意見を拝聴しながら進めていきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。

最後に、今後とも法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。森本法務事務次官は公務のため、ここで退席いたします。

○森本事務次官 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。本日は 7 名の委員に御出席を頂いております。まず、対面で御出席いただいている方から五十音順で御紹介をさせていただきます。

朝日ちさと委員です。

○朝日委員 朝日です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 石谷匡希委員です。

○石谷委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局 小川恵司委員です。

○小川委員 小川です。よろしくお願いします。

○事務局 中島正喜委員です。

○中島委員 よろしくをお願いします。

○事務局 吉開多一委員です。

○吉開委員 吉開です。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

続いて、ウェブ会議方式にて御出席いただいている方を御紹介させていただきます。

大屋雄裕委員です。

○大屋委員 大屋です。よろしくお願いいたします。

○事務局 堀田聡子委員です。

○堀田委員 よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

なお、横田響子委員は残念ながら本日は御欠席ということになります。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、座長を御紹介いたします。座長につきましては、前回会議に引き続き、小川委員にお願いしたいと思います。

それでは、小川座長、以降の御進行のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○小川座長 ありがとうございます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。限られた時間ではありますが、皆様と改善につなげるための有意義な議論を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

なお、オンラインで御参加の方に御連絡いたします。マイクはオフにいただき、発言を希望される際は挙手ボタンにてお知らせください。その後、指名されましたら、マイクをオンにいただき、御発言ください。カメラは終始オンにしておいていただけて結構です。

それでは、令和8年度法務省事後評価実施結果報告書（案）「自由かつ公正な社会の実現に向けた取組～法教育の推進～」について、司法法制部から説明をお願いします。

○岡田官房付 法務省大臣官房司法法制部の岡田でございます。私の方から、法教育の推進につきまして、令和8年度法務省政策評価書の内容について御説明申し上げます。

スライドに従って御説明させていただきます。まず、今日御説明する中身、目次になりますが、御覧のとおりとなっております。最初に評価の概要について申し上げた後、法教育の推進に向けた取組について、その背景や全体像、目的を御説明し、3、4で二つの取組の具体例について、具体的な状況について御説明申し上げた後に、最後にまとめとしまして全体の状況や今後の方向性について御説明申し上げたいと考えております。

まず、評価の概要でございます。まず、法教育の推進ということで我々、施策を進めておりますが、その目標については、一番上にありますように、自由かつ公正な社会の実現に向け、法的なものの考え方というのを広く国民に浸透させるということを目指しているというところでございます。この後御説明していく中で、基本的な我々の考え方としては、この法的なものの考え方を広く浸透させるためにはというところで、一つは当然、この法的なものの考え方を教えていただく教員、学校現場に対する取組というものの視点と、もう一つ

大きな視点としては、法教育、法的なものの考え方の浸透というものについての国民全体の意識というものを上げていくということが併せて必要であろうというような視点で考えております。具体的には、仮に学校現場の方で法教育というものをやろうと思っただいたとしても、やはり学校の周りを取り巻く家庭であったり社会であったり、そういったものの理解、協力、後押しというものが不可欠であろうと、それが相まって広く国民に浸透させるという結果を生むことができるのではないかなというような、根底に考え方を持っているというところであります。

そういった法教育の推進に関しまして、この期間中の取組の成果として、以下のようなものが兆しが見られるというふうに現状を分析しております。一つは、学校現場における、具体的には教員の方々にかけます法教育の重要性についての認識というのは一定程度されているのではないかなというふうに考えております。もう一つの法に関する国民の興味関心というものについても一定の高まりはあって、法教育の需要というのは現在の社会情勢等を踏まえ、高まりつつあるのではないかな、この法的なものの考え方を国民に浸透させる素地というものが徐々にできつつあるのではないかなといった一定の前向きな認識はしておるところであります。

他方で、今後の法教育の推進に向けては、下に示しますような課題が明らかになりつつあるというような認識でございます。一つ目が、学校現場等への支援というところです。詳細は後ほど御説明しますが、法教育の重要性自体についての教員の認識というのは一定程度ございますが、その意義が何であるか、もしくは何のためにやるのか、そして、具体的にはやはり学校現場、義務教育の中では特に学習指導要領上どう位置付けられるのかということは、先生方が日々の業務において法教育をするかしないかという判断にかなり重要なウエイトを占めているかと思うんですけれども、そういったものについて十分に伝えられていないのではないかなという課題意識を持っております。

そういったところを踏まえまして、青字であります、こういった意義や目的、学習指導要領上の位置付けを的確に認識してもらうための取組が必要であろうと。例えばということで、これも詳細説明しますが、教育セミナーの企画や実施を行うに際して、こういった視点で何かできないかということを考えておるというところです。

課題の二つ目としては、法教育に関する情報発信という部分ですけれども、情報発信の中身はまた後で触れますが、X等でいろいろと広報しているんですけれども、そういったもののフォロワー数やホームページでのアクセス総数というのは一定程度、その数値があれば一定程度の人が見ているんだろうとは言えるものの、それ以上深く、法に関する国民の興味関心が向上しているかどうかを評価することがそもそも困難であると。言い方を変えれば、広報をしてそれで終わりというような感じに自分たちがなっているのではないかなというような課題意識でございます。ここはやはり、こういった広報をするかと思えるときに、そもそもそれが効果検証できるような方法で広報するということも必要なのではないかな。具体的には、青で書いていますが、法教育を実践する教員、この教員自身から見て、例えば生徒さんのこういった法に対する興味というのがどのように変わっているかということについて教員の方がどのように認識しているかとか、児童生徒さんには直接、どのように認識しているか、さらに、この教員の方、児童生徒さんとは別に、広い視点に立つと、やはり法教育施策を企画提供する法務省として、国民全体の意識がどうなっているかということについて、それを測

定、分析できるような形の施策というのを考えて実行していく必要があるのではないかと考えた問題意識でございます。

以下、ちょっと詳細を説明していきますが、まず、取組の状況についてでございます。もともとこの背景という部分から御説明しますと、法教育とは何なのかということについては、上に書いてありますように、法の専門家ではない一般の人々に、法自体であったり司法制度、その基になっている価値ですね、法の支配とかそういったものも含めるかと思いますが、そういったものを理解してもらって、法的なものの考え方を身につけるための教育ということで、いわゆる法学教育、法律の教育、法曹養成とはまた別のものというような位置付けでございます。これまでの背景については、ここに記載されているところでございまして、詳細は割愛しますが、2ポツ目というか、司法制度改革推進計画にありますとおり、法教育については文部科学省さんと協力をして施策を進めさせていただいているという歴史的な経過がございます。また、最後の一番下の部分ですが、法教育推進協議会という組織体の方を持っておりまして、一番下の行になりますけれども、最後の部分で、法教育の更なる推進に向けた施策についての協議ですね、具体的には、ここにあります教育の教材であったりとか、施策の進め方などについて専門の方々にお集まりいただいて御意見を伺い、それに従って施策を進めているというような体制でございます。

続いて、全体像と目的というところでございます。先ほどの学校現場等への支援と情報発信、それぞれについてということで、まず左側の支援ですけれども、こちらは目的としては、ここにありますとおり教員の知識、スキルの向上、そしてまた、昨今やはり教員の負担の軽減という観点が非常に大事になっておりますので、その両面を検討した上で、効果的な法教育の実践を行うということを目的とし、その方向性としては、知識、スキルの向上に資する機会を提供するということと、教員の負担軽減のために、特にこの法教育を実施する人的資源というものを提供するというようなことを大きな方向性としてこの期間中、行っておりました。具体的な取組内容としては、下にありますように、知識、スキルの向上という点からは、法教育セミナーの実施でありましたり、その背景、その大きな視点から、推進協議会等の開催をするということ。また、人的資源ということで、こちらも詳細は後で触れますが、出前授業というものを実施してきたというところでございます。

続いて右側ですが、情報発信につきましては目的として、国民が法教育に触れる機会を増加させて、法に関する国民の興味関心を向上させようというところでございます。方向性につきましては、やはり今の時代、A I、I Tというものが発達している時代でありますので、これまでアナログの紙教材というものがメインでしたけれども、例えばデジタル教材というものであったりとか、デジタルの方法を使った周知広報というものを行っていきたいと。そういったことで、取組内容としては、S N Sを利用した情報発信の強化や法教育教材の発送ということを行ってきたところでございます。

続いて、それぞれの取組の詳細について御説明します。まず、学校教育現場等への支援でございますけれども、こちらにありますように、目的については、学校現場における法教育の実践ということでございます。活動については、この法教育推進協議会等を通じまして必要な協議検討を行った上で、その内容を反映した法教育セミナーの企画、実施や教材の作成、提供などの支援を行ってきたというところでございます。期間中の取組のところでございますけれども、ここにありますとおり、セミナーの実施のほか、法教育の実践状況調査という

ことを行っております。期間中でありますと、厳密には令和7年度小学校、令和4年度高等学校ですが、その前の令和3年度は中学校を行うなど、小中高それぞれについて定期的に調査を行っているということです。また、出前授業の実施や、推進協議会等の開催を行ったほか、教材については右側にありますとおり、部会の方を立ち上げまして、学校で「もぎさい」を行う際の教材や、右下、少し小さいですが、「18歳を迎える君へ」とありますように、成人年齢引下げに伴いまして、18歳の方が契約等をできることになったということがありましたが、それを踏まえて、契約トラブルとかそういったことに力点を置いた教材を作っていたというようなものでございます。

その取組状況でございますけれども、指標として掲げさせていただいております、先ほど来出てきている法教育セミナーですけれども、これは具体的には、この令和4年度から7年度、おおむね夏頃に一度、年に1回開催しております、現地とオンデマンドの両方で最近は行っております。また、対象の方も、もともと教員だけだったんですけれども、やはり教職課程にある方にも法教育の重要性や意義を理解してもらおうということで、例えば令和7年度は教職課程の学生さんにも多数参加していただいているというところであります。具体的には、実際に法教育を実践されている教員の方に御講演いただくほか、実際に法教育推進協議会の方で作った教材を使用しまして、ワークショップ形式で実際に参加していただいた方にそのワークをやっていただくことで、実際の授業であればこのように進めてみるというと思いますという一例を体験しながら学んでいただくというようなことをしているという状況でございます。

真ん中の推進協議会ですけれども、通年、親会と我々呼んでいます、協議会を年2回やっておりますけれども、部会として教材の作成などの部会を立ち上げて活動をしていただいているというところでございます。

右側に、出前授業と我々は呼んでますけれども、こちらは学校現場、それ以外にも限らず教育関係機関やその他の団体様からいろいろと御依頼を頂いております、その依頼に応じて法務省の職員、我々法制部も含めてですが、他部局の方にも御協力いただいたり、あるいは地方の法務局、検察庁、我々いろいろな機関を持っております。更にもっと言うと、弁護士会などにも御協力いただきまして、そのニーズに合った法教育を実践できる機関にその場所まで行っていただいて授業等をしていただく、あるいは学校現場との兼ね合いで言えば、先生がちょっとこういったところについて専門家の話を聞きたいという要望があれば、その学校の授業に直接行って、その授業の中で御説明をしたりとか、ワークをしたりといったようなことをしてもらっているということで、ここに記載しているような回数、人数に対して実施しているというところになっております。

続きまして、その成果の関係ですけれども、一つとして、左側で教員のスキル向上というところについては、先ほどの法教育セミナーなどに参加していただいた方にアンケートなどを行っており、今後の授業の参考になったというような声などはおおむね好評な声を頂いているというところでございますし、一度セミナーに来ていただいた方がまた来ていただいたりとか、そのセミナーに来ていただいて、更に後輩の方、同僚の方を次に連れてきていただくとか、そういったこともあるというところでございます。

また、負担減少というところで、右側で、こちらは高校生向けリーフレット、先ほど触れた「18歳を迎えるなる君へ」というものですが、これを発送させていただいたところから

のアンケートで、大変助かっているというようなことで、授業に実際に使っていて負担の減少につながっているというような声を頂いているところでございます。

また、法教育授業等の実践状況、実際学校現場でどうなっているかというところについては、これは直近のもので、令和7年度の小学校における実践状況調査の結果でございます。この実践状況調査、令和7年度は全国から文部科学省さんにも御協力いただいて1,000校の学校を抽出いたしまして、そこの教員の方々にアンケートで御回答いただくというものでございます。質問としては、例えばここにありますように、法教育を実践しておりますか、しているとしたらどれぐらいしていますかとか、教材をどの程度使っていますかといったものとか、あるいは法教育を行っていないんだとしたら、どういった点でなぜ行っていないのか、あるいは行っている方には、行うに当たっての何か課題であったり要望であったり、そういったものをアンケートで御回答いただいているというものになります。こちらを見ますと、法教育事業の実施状況については実施していないとの回答割合は2.8%ということで、かなり法教育自体の実施状況という意味では多くの学校で行われているというふうに言ってよいのではないかとこのところでは。他方、教材の利用状況というところですけども、こちらは法務省作成の教材についてということになりますと、実施したと、授業で使いましたという割合は4.1%にとどまっているというところで、ここは我々として一つ大きな課題として認識しているところでございます。

続いて、その課題部分について、今も少し触れましたけれども、この課題の点で言いますと、例えば高等学校における法教育の課題ですと、やはり十分な時間を取る余裕がないということ、また、小学校の方でも同じような回答になっております。具体的な教員の声というところがありますが、やはり先ほど少し触れましたが、学習指導要領というものが位置付けがございますので、その中でどこでやったらいいのかということですか、そういった点についてやはり先生の方で悩みがあるというところが透けて見えるところ、あるいは、教員の声の三つ目で、〇〇教育、今、主権者教育、消費者教育、いろいろな教育というものをやってください、やるべきだというような話があって、かなり時間的余裕がないんだというような声が聞かれているというところでございます。ですので、そういった点に対応する意味でも、先ほどの負担軽減というところもそうですし、今の社会でやるのか道徳でやるのか、そういった位置付けをきちんと我々が示すというところですね、こういう位置付けでこういうことをやるということが、学習指導要領上のこれを履践したことになりますよということについてきちんと示すということが大事なのではないかとこの部分を課題として考えております。

それと、法教育教材の方ですけども、先ほどありましたように、使っているものがかなり少なく、その理由というところを見ますと、左にありますように、既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるからということでございます。個人的にはというか、我々として、別に推進協議会の教材をぜひ使ってくれということではありませんので、この回答自体が特段何かどうということ、我々の教材を使ってもらっていないから問題だというふうには全く思っていないんですが、他方で右側を見ますと要望として、やはり動画配信サイトでの配信であったり、ICTで使えるデジタル教材ということで、市販のもので使っているんだけど、市販のもので足りているのかというと、こういう部分についてやはり不足だと、こういったところにこそ我々、国の施策としてやっている者としては、しっかり

コミットしていく必要があるのではないかなというような問題意識を持っているというところでございます。

続いて、情報発信の方についてでございます。こちらの取組状況については、ここに記載させていただきましたが、期間中の取組としては、法教育の授業について実際に学校でやっていただいたものを許可を得て撮影させていただきまして、それをモデル授業例として公開して、誰でも見られるような形でしているということと、やはりSNSですね、ホームページやSNSで法教育関連イベントの周知などを行ってきたというのが期間中の取組でございます。

この点について指標として掲げさせていただいているものですね、この取組状況について評価する指標というところで挙げさせていただいているのが、一つは教材の発送件数ということで、これを見ますと、令和3年度は先ほどの高校生リーフレットを全国へ発送したため多数に上りましたが、その後は減少があって、今は依頼があればその都度発送しているというところで、やはり紙媒体というものの発送というのは一定程度ニーズが、これ以上今後爆発的に増えるとか、そういうことはないであろうなという見込みでございます。

また、二つ目の出前授業でございますけれども、こちらは先ほど少し触れましたが、必ずしも学校現場以外の方からも御依頼を受けて行っているというところでありまして、国民の皆様のごどれぐらいこういったものに興味があるかという、関心があるかということの指標の一つにはなり得るかなということで、掲げているというところです。さらに、法教育関連のXの投稿ですね、我々がしている投稿状況については、ここにありますように減少傾向が続いている、令和4年度をピークに足元では減少傾向というような状況でございます。

情報発信のその他の取組として、これはもう御参考にといいるところですけれども、①、左上はお笑いコンビのオシエルズさんというところとコラボをしてユーチューブに上げたりとか、広報グッズであったりとかイベントですね、法務省で行っているイベント等に、ホウリス君といって、これは法教育の我々のマスコットなんですけれども、こちらも出演して、いろいろ周知広報をしてもらっているというところです。

そのアウトカムのところでございます。Xにおけるフォロワー数というところですね、こちらを確認すると、令和3年以降、緩やかではあるものの増加傾向というのが左下のグラフでございます。また、月のウェブサイトのアクセス件数を見ると、法教育のところのウェブサイトは1,000から3,000件程度はあり、こういったものから、一応ある程度の関心はあるのかなというところではあるんですけども、下に書いてありますように、こういった発信によってどの程度我々の目標とする法に関する国民の関心向上につながっているのかということは把握できていないというところでございます。

更に申し上げれば、少し最初に触れましたが、そもそもこういった方法では結局効果測定ができないわけなので、そもそも周知広報というのは、やれば損はないだろうという感じでやってしまうのではなくて、もう少し、どういう効果が得られそうか、どういう効果測定ができそうかということまで考えて、どういう周知広報をするかということを考えていくということが今後の課題としても、あるのではないかなというところでございます。

以上を踏まえまして、全体の今後の方向性等についてでございます。全体の状況については、先ほど来申し上げてきたところでございます。左下の学校現場等への支援の課題と法教育に関する情報発信との課題の部分でございますけれども、繰り返しにはなりますが、法教

育、まず支援の方は意義、目的、学習指導要領上の位置付けについて伝えることができていないという課題を持っておりますので、こういった点をどうやって伝えていくか、やはり目的、狙いというか、法教育セミナー、これまでもできるだけいろいろな人に法教育を広めようという下で、教員の方に分かってもらおうというところですが、今後もっと具体的に焦点を絞って、今回の教育セミナーでは、来てもらった教員の方に何を分かって、何を持ち帰ってもらうかということを明確にした企画ということをしていく、そのときには、やはり学習指導要領上の位置付けであったりとか、そういった何か先生方が明日からそういう理解でやってみようと思ってもらえるようなものにコミットしていくということを考えたいと思っております。

また、情報発信等の課題についてですけれども、先ほどのところと同じでございまして、いかに効果測定できる、どれだけ意味があったか、逆になかったのかということが分かる方法での情報発信、周知広報ということの在り方を考えていかなければいけないなというふうに考えているというところでございます。

私からの御説明は以上になります。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。御意見、御質問のある委員の方は挙手をお願いします。

大屋先生、よろしくお願いします。

○大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。御説明ありがとうございます。法教育については、基本的にこの内容でよいと思うんですが、ちょっと1点お聞きしたいことがあります。私は一応、法と教育学会の会員でありまして、司法法制部の方にも理事として入っていただいていると思うんですが、このような学会を通じた情報発信であるとか、あるいは実態調査みたいなものの可能性についてどう捉えておられるのかということについて、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○小川座長 お願いします。

○岡田官房付 大屋先生、ありがとうございます。学会を通じた情報発信等につきまして、まさに我々もそういったことを積極的に考えていきたいと思っております。少し付言しますと、我々、今はXで流すとかいうところなんです、やはり我々が教員の方々、学校教育とか、その学会の状況であったりとか、そういったものをまずきちんと認識して、どこにその情報を発信すれば刺さるのか、実際の教員の方々に情報が入るのかということを中心に把握した上で、その必要なところに必要な情報をというところで考えておりまして、今の学会の皆様情報発信するということも非常に有用なのではないかと今検討しているところでありまして、積極的に考えていきたいと思っているところでございます。

○大屋委員 ありがとうございます。基本的にそれで結構だと思います。法教育に関心のある、特に中高校の教員の方々がそういう学校に集まっておられますので、そういうところで情報発信する効果は期待できるのではないかなと思いました。

私は以上です。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

石谷さん、よろしくお願いします。

○石谷委員 実はいっぱいあるんですけれども、まず一つは、大きな現実問題の話を一つさせ

ていただきたいのがあって、実は私は大学の方でも教えていまして、私の授業では毎回のワークショップではA Iを使っていいというふうにしているんです。今年で4年目なんですけれども、最初の1年、2年は、もうA Iを使う学生はほぼいなかったです。去年あたりからやはり増え出してきて、今年は更に倍になってきたみたいな感じなんです。もちろん私が教えているのは法律関係のものではないんですけれども、本当にざっくりしたイメージでのお話になって申し訳ないんですけれども、一般的に普通の人たちが普段触れないもの、それこそ条文であったりとか、それから当然、法律もそうだと思いますけれども、いろいろなもののまず最初に調べる対象が、もうA Iになってきてしまっているというのを、それは一つ、現実として受け入れなければいけないであろうと。

ただ、これに関しては現状、今すぐどこをどうやったからといってどうA Iの結果が変わるというのは正直分らないですし、日進月歩で、A Iを見ている状況でも3か月前と今まで全然状況が違うという状況があります。なので、できることは正直、余りないと言えないんですけれども、幾つか質問であるとかを、学生なりがしそうな質問みたいなものを一つ決めていただいて、一応今のところメインは多分C h a t G P Tとジェミニでいいと思うので、一般に限ると。それでどういう回答が返ってくるのかみたいなものは、ある程度定点観測をもうしておかないと、現実問題、そこでもう見られてしまっているという、そっちの方が早いよねというところで、今時の生成A Iは質問と同時に裏で検索も走りますので、質問の内容によっては当然、最新情報もちゃんと拾いますので、そこも含めて一つ、トラッキングではないですけれども、そういったものがもう見られてしまう、要はウェブに来ないでA Iの結果を見てしまう、ただしA Iは当然、ウェブ等々から情報を取ってきているので、それがどういう取得のされ方をしているのかというところは、ちょっと見ておかないといけないという時代になってしまったかなと、これはもう良くも悪くもということであると思います。ここに関しては、もちろんどんどん変化はしているんですが、今一番変化している領域というのは要はプログラムの領域なので、普通の質問に普通に答えることに関してはそこまで、この一、二年の変化ほどは大きく変化はしないと思うので、そろそろそういうことをやっていいのかなというのがあります。

ただ、ひっくり返して言うと、A Iの普及のおかげで、実は文系の生徒においても、著作権であるとかプライバシーであるとか、この情報をどう扱うのかみたいなところに関して、実は今まで以上に、法律というもののにのっとしてこれが実行されているのか、みたいなところへの興味は高まっているところは、それは同時にあるかなと思います。なので、そういうところに応えられるものをしっかり、やはりコンテンツとして用意しておく必要があるだろうなというところです。

もう1個が、こっちがどちらかというと私の専門領域ではありますけれども、広報というところと言うと、お悩みはもうまさに、そうだろうというところではあるんですが、これも現実の話の一つしてしまうと、このアクセス数の上下動の感じで言うと、言葉を選ばずに言ってしまうすけれども、正直、誤差の範囲なので、ここで何か分析を一生懸命やっても正直、余り意味がないであろうと。ただ、それは別に法務省さんが悪いとかいうことではなくて、そもそもの見たい、興味を持っている人たちの母数の問題なので、そこを協議してもしようがなく、ただ、興味を持っている人たちは確実にいるので、その人たちがウェブなり何なりを見たときに次にとる行動、このページを見たらセミナーに申し込みに行くのだろ

うとか、このページを見たらアンケートに答えるのであろうとか、このページを見たら教材をダウンロードするのであろうか、そのページの変化ですよ。例えば100人見たときに、仮説としてはこの教材をぜひ見てほしいという仮説を持ってこのページを作った場合に、100人が100人行ってくれば、これは成功と言っていいと思うんですよ。それが例えば10人であるとか1人になってしまった場合には、これは何かを考えなければいけないみたいな感じでのコンバージョンの取り方というのは全然できるのではないかなというところがあります。その辺をやっていくことの方が、実はせっかく来てくれた人にもう1ページ見てもらう、見たい教材を見てもらうというところの、そうするとウェブの中の出来事なので、割と確実にトラッキングできると思うので、数字としても落としやすいんだらうなというふうに思います。

ちょっと広報のところからずれますけれども、前段のところであったセミナーの受付であるとかアンケートであるとかというの、実は広義で言うと広報の領域でもあると思うんですよ。だから、そこも含めて、流したものがちゃんと届いて、結局いい広報とは何かという定義ってすごくいっぱいあるんですけども、特に専門性の高い領域においては、やはり一番大事なのは、その情報を見た結果、行動が変わったかどうか。行動が変わる、それは、例えばアンケートを答えるであるとか、教材をダウンロードするとか、動画を見るとか、何でもいいと思うんですけども、そのページを見なければやらなかったであろう行動を誘発することができれば、広報としては成功でいいと思うんですよ。そことセットで考えた方が、何かもっと健全な分析になるのかなというふうに思いました。

それが主な2点ですね。以上です。

○小川座長 石谷委員、ありがとうございます。何かございますか。

○岡田官房付 ありがとうございます。大変示唆に富んだ御意見を頂けたなと思って、1点目のAIの関係ですけれども、おっしゃるとおりかなと思ひまして、確かにAIが今、例えば法教育のことについて言ったらどう返してくるのかというのは、その回答を国民の皆様、生徒さんたちが見ているんだという前提で、どういったことになるのかというところは実際に確認してみようと思ひました。

また、先ほど著作権とかプライバシーについて法律で、というところの話がございましたけれども、我々も似た問題意識の方を持っております、やはり法教育の中身として、このAI時代における法的な考え方とかについて、AIを前提としたものの考え方ということについて何か教えられるような教材をということで今、検討をいろいろしているところでございまして、頂いた御指摘も踏まえて、また検討を進めてまいりたいと思ひています。

広報の関係は大変、実は我々もどうしたものかと思ひているところで、非常に、なるほどなというふうに思ひました。情報を見て行動がどう変わったかというところを指標にするというところ、具体的なホームページでの動きとか遷移状況とかを確認するというのは、今後の政策評価なりの在り方を考える際にも参考にさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

堀田聡子委員、手が挙がっておりますので、お願いいたします。

○堀田委員 ありがとうございます。法と法教育について、全く素人なんですけれども、その立場から感じたことをお話ししたいと思ひます。

まず、資料の一番最後、21ページに全体の状況というのがありましたけれども、この一番上の、法的なものの考え方は着実に浸透していると思われるというふうに書いてくださっているんですが、果たしてこの前のところまでに御紹介くださったようなことをもって法的なものの考え方が浸透しているというふうに言うことができるんだろうかということが、少し難しいところだというふうに思いました。逆に言うと、法とか法教育、素人ですという私からしますと、そもそもここで言う法的なものの考え方というのとは何なのか、さらに、この法教育の目的、一番最初に挙げてくださったものを拝見しますと、これは手段であって、その先に自由かつ公正な社会の実現に向け、というのが付いているというときに、前の委員の御指摘の後半とも若干関連するかもしれないですけども、法的なものの考え方なるものを身につけることによって、自由かつ公正な社会の実現に向けた行動がとれるようになるということが期待されているんだと思います。ですので、何らかそのアウトカムを考えていくというときには、この法的なものの考え方とは何なのかということと、その考え方を身につけることによってどのように変わってもらいたい、どのような力を身につけたいというふうなものなのかということが整理いただける方がよいかなというふうに思います。

そのことは、21ページの下のところに対応案もいろいろと書いてくださっているんですけども、法に関する興味関心が向上したら、その法的なものの考え方なるものが身につけて、その先、自由、公正な社会にというふうに行っていいんですかねというところが、ちょっと全体的にもやっとするというところもありましたので、お考えいただけるとよいと思います。

そのほか、最後ですけども、途中でもちらっと出てきましたが、法教育、主権者教育だったりとか、様々、学校教育段階でいろいろな視点で、市民として力をというところがいろいろあるというふうに承知しています。私の最近の関わっている議論で行きますと、例えば認知症基本法、共生社会の実現に向けてというものの中でも、権利ベースのアプローチ、では権利って何だろう、権利に関わる教育ってどうなっていたって、全部そこに持っていくがちなんですけども、もう本当にパンクしていますという、これ以上新しいものを持ち込みにくいというところもあると思うので、例えば、法教育であれば主権者教育との関連付け、今も意識されていると思うんですが、ここまで申し上げたような、何を目指しているのかということをもっと整理していくことによって、こっちもやらないと、みたいなのを整理していくということにもつながるのではないかなというふうに期待しています。

以上です。

○小川座長 ありがとうございます。司法法制部の方から、何かありますか。

○岡田官房付 貴重な御意見ありがとうございます。まさに御指摘いただいたとおり、法的なものの考え方とは何なのかということについて、実は端的に何かこうというのを言えるようにすべきであるというところは、実は今まさに検討しているところでございまして、これは本当に先生に御指摘いただいたとおり、究極的な目的との関係でどういうふうに言うのかというところは、分かったようで分からないような、我々も正直、思っているところもありますので、そういったところが結局、主権者教育とかほかのものとの住み分けなり、逆に言えばコラボレーションとか、そういうこととも関わってくると思いますので、そこは本当にきちんとこれから検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○堀田委員 ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに。朝日委員、お願いします。

○朝日委員 ありがとうございます。今までの委員の御意見と重なるところもあるかと思うんですけれども、効果測定のところでは、効果測定、お聞きしているところでは、やはり望ましい状態とか目標が何なのかというところが、今のお話にもあったように、概念の抽象性と、あと国民とか教育課程という対象の広さによって、抽象度がすごく高いと思うんですよね。その解像度をやはり上げていかないと、効果測定というところになかなかつながらないなというふうには私も感じました。

なので、例えば小中高の中でも、今は先生の方に教育をしてもらう方としてアウトカムがある状態かと思うんですけれども、その先の生徒さんとかそういったところのニーズも考えたときに、成人年齢の引下げのときには、消費者教育のところでちょっと関わっていたのがあったんですけれども、やはりものすごく知恵もいっぱい出て、教材のニーズも高まったというのがあったりして、やはりニーズ、ターゲットを明確にしていくことで成果の解像度が高まるというのがあるのではないかなと思いました。

あと、広報のところでお話があったんですけれども、効果測定自体がやはり変化の理論というふうに言われているベースがあるかと思うんですね。意識の変容、それから行動の変容というところを効果として測定するというのが基本としてあるかと思います。すごく分析は分かりやすく、先生方の意識は変わっているようなんだけど、行動はまだ、授業には至っていないとか、そういったところもあるかと思うので、何が変わったかというところを測定できるような方法。例えば、質的なものでもいいかもしれませんし、インタビューみたいなものでテキスト分析をすとか、内容を酌み取るということでもいいかもしれませんし、定量的なものもあるかもしれないんですが、何が変わったかということ、解像度を高めると、測れるようになるのではないかなというふうに思いました。

あと、デジタル教材については、ニーズがやはり高いんだなと思ったんですけれども、恐らく反応の方も、受け手の、教育を受けた人、あるいはその教材を使っている先生の反応というのもデータとして吸い上げやすくなる場所があると思うので、そこもいい方向なのではないかなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。司法法制部の方で何かありますか。

○岡田官房付 まさにターゲットを具体化する、我々は法教育やろうと言って、やるぞと、やっているというところなんですけれども、やはり教育を浸透させるために何をやるのか、それはそのロジックをきちんと積んで、これはこうつながって、こうつながって、最終的に目標になるから、逆算してこれをやるんだと、それをやれているかどうかを測定するためにこういう測定をするんだという、もう少し具体的な、まさに何をやるかということ考えた、きちんと確定した上で施策を進めていくということを意識してやっていこうというふうに思っております。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問、ございますか。

吉開委員、お願いします。

○吉開委員 今のお話にもちよっと関わるんですけれども、データの集め方として、教員の方

からは集めているみたいなんですけど、そういった授業を受けた生徒さんとか児童さんの方は何かデータ集めたりはされているのかなと。なければいいんですけども、今のニーズを絞ってやるというときも、受けている側の声を聞かないままでニーズを絞れるのかなという疑問をちょっと感じたものですから、その点、もし今後御検討いただければということ

で。あと、私事で恐縮なんですけれども、私はもともと実務家をやってから大学の方に來たので、実際に法教育を結構やっている立場にあり、やっていてすごく感じる場所としては、やはり法律の人は法律の人で、教育の人は教育の人で、法教育というものは、言ってみれば異業種の連携に基づいてやらないと進まないなというふうにすごく感じているところではございます。そういう点からしますと、例えば、出前授業で法律の人が行って話をするということは、もちろん意味はあると思っておりますが、それが更に効果を発揮するようにするためには、どういうふうな教育との連携ができていいのか、そういった法律側と教育側との連携みたいなものをどういうふうによりよくしていくのかというふうな評価というものが可能であれば、今後ちょっと御検討いただければいいのかなと思いましたが、そうすると、やはり法律もある程度分かっていて教育もある程度分かっていてみたいな人がコーディネーター的な立場で仕切るようなことをしないと、なかなかばらばらでやっているままだと効果が上がっていかないのかなというふうに感じたりもしているところではございます。

あと、大変卑近な話かもしれないんですが、Xだけやっているというのは何か意味があるのか、理由があるのかなと。最近の若者、特に私の教え子の学生と話をしていきますと、最近、Instagramというのがどちらかというと優勢になっていて、ただ、みんな両方やっているみたいなんですけれども、比較的Instagramの方が、リール動画というのがあり、ちょっと関心があるとお勧めしてくれるという点で、アクセス数を確保するという点で言うと、XよりもInstagramの方がいいのではないかなというふうな当事者側の意見があったものですから、ハウリス君の話をしたら、見せたらとてもかわいいと言ってくれたんですが、知らなかったという学生が圧倒的に多い状況であり、できればもう少し、せっかくなので知名度を上げるような広報の手段の御検討もいただければいいかなと。

あと、すみません、たくさん言って申し訳ないですけども、最後に、私自身もやっている立場で、記録も作ったりしたので、模擬裁判の記録を作るとというのがすごく大変な作業であることは重々承知しておりますので、なかなか皆様、ほかの業務もある中で法教育に割ける時間に限界があるというのは理解はしているつもりなんですけど、今回高校生向けですかね、模擬裁判の教材、私はもともと刑事法が専門ですので、刑事法の関係で刑事模擬裁判のものを見させてきましたが、多分作成が2019年だったので、7年たっているというところもあって、どうしてもなかなか手間がかかるので改訂していくのが難しいのは承知の上で、そこをもう少し、いろいろな教材を作っていけるようなマンパワーとかができるのかどうかというところですね。加えて、法律問題もいろいろ変化しているかなと思っていて、模擬裁判の教材も、例えば強盗致傷だったと記憶していますが、ただ、正直言うと、一般の生徒さんたちが強盗致傷に興味を持つかという、やってみた側としては、ちょっとよその世界の話というふうな印象があるかなというふうには思いました。

これも私事で恐縮ですが、例えば私が作った事件記録だと、自分のところの高校から自転車が盗まれたと、その自転車泥棒を捕まえたら、自分は盗んでいないと言っていると、そう

いうときにどうしますか、みたいな形でやったりもしたんですけれども、そういった題材の検討なども絶えず不断の見直しをしていただけると、より浸透しやすくなるのかなと感じた次第です。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○小川座長 ありがとうございます。司法法制部の方で何かありますか。

○岡田官房付 ありがとうございます。1点目の児童さん、生徒さんからのというところについては、一つは、出前授業などを実施させていただいた際に、受けていただいた児童さん、生徒さんからアンケート等を取っているというところでございますが、これも結局、取って、それをきちんと活用できているかという部分については、まだまだ改善の余地があるなというふうに考えておまして、有効活用していきたいと考えております。

二つ目の、法律と教育の連携というところについては、我々も非常に大きな問題意識を持っておまして、どういった形がいいのかというところですね、やはり地方も含めて全国である程度均一的なものというものもありますので、各教育委員会とかそういったところにもいろいろと御相談させていただきながら、連携を深められる方策がないかというのは引き続き考えていきたいと思っています。

3点目のXは、これはちょっと内部的で、Xの方がまずできたので、Xからやったというところで、インスタについても、今こういう時代になってきておりますので、いろいろな法教育以外の分野で使っているところもありますので、法教育の点でもそういったことをしていく方向で考えていきたいと思っております。

また、教材について、ちょっと古くなっているというところは我々も思っておりまして、まさに部会の方でまたそういった新しくする、新しくするだけではなく、今御指摘いただいたような、使う児童さん、生徒さんが身近に考えられるものをというような視点も取り入れながら、できるところから新しいものに変えていく、いいものにしていくということを続けていきたいと考えております。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

石谷委員、お願いします。

○石谷委員 インスタに関してなんですけれども、まずリール動画が見られているという話は確かに間違いないところなんですけれども、逆に言うと、動画が作れないならやめた方がいいかなという。なぜかという、インスタって動画以外は写真なんです。ということは、魅力のある写真素材が定期的に供給されるような現場でないと、とても辛いという。何か分からないけれども人が集まって会議しているふうの写真みたいなものがどんどん上がっても正直あまり、なんですよね。だから、その点は、例えばそれこそ自衛隊であるとか、それから、一番分かりやすいのは今だと多分宮内庁ですね、もう写真素材が、とにかく写真を出せばいいという。あと、案外強いのが農林水産省とかですね、地方の名産物があったりとか、写真素材が幾らでもあるんです。そういうのがないところだと、いつ見てもおじさんたちが会議している部屋が写っていて、みたいになっちゃうので、まだそこはXの方が、テキストを読んでもらえるのでというので、良し悪しは正直あるかなというので、でも、確かに動画がある程度作れるのであれば、リール動画は見てもらえるというのは、それは間違いないところではあると思います。事実上、学生のインフラになっているのはもうイ

ンスタなので、僕も当然、おじさんなので感覚は分からないんですけども、もうメッセージのやり取りとかも学生はほとんどインスタでしかやらないという状況では、それはあります。LINEも上の世代がやっていることという、おじいちゃんとおばあちゃんに連絡するときだけLINEを開きますみたいな感じですね、もうLINEも既に。

○小川座長 ありがとうございます。

最後に私から一つお聞きしたいんですけども、地方との格差ですね。東京の場合は法教育、例えば夏休み中にジュニアロースクールというのをやっていたりして、夏休みの課題としても法教育できるという環境が整っていたり、出前授業も探せばすぐ見つかるという状況なんですけれども、地方ってそこまでリソースがないのではないかなということで、アンケートを取られている中でも、東京と東京以外の地域の格差というのがあるとしたら、ちょっと教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○岡田官房付 やはり地方との格差はあるなというところはございまして、もちろん出前授業ですと、例えば各地検とか、各矯正管区とかがありますけれども、やはり絶対的なソースとしては少ないというところで、例えば私も去年の夏に行われた法教育セミナーの方で来ていただいた方と話していますと、福岡から始発で来ましたとか、それはやはり福岡でやってくれたらそっちへ行ったんですけども、ないのでこっちまで来ました、結構大変です、みたいな話もあったりとかしますので、我々も、前は東京だけでしたけれども、やはり法教育セミナーの方を地方で開催するであったりとか、そういったところについてはなかなか時間とかお金の関係もありますので、できるところは限られていますけれども、そういった地方との格差というのを何とか解消できないかというふうには考えているところでございます。

○小川座長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、本日委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の内容について御検討いただくなど、改善につなげるようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは次に、「自由かつ公正な社会の実現に向けた取組～法曹養成制度の充実～」について、担当部署から説明をお願いいたします。

○甲元参事官 それでは、法制部の甲元の方から御説明させていただきます。それでは、まず目次になりますけれども、先ほどの法教育と同じく、最初に評価の概要、結論の概要をお話しさせていただいて、法曹養成制度、こちらの背景と全体像、目的のお話を差し上げて、法曹養成制度の充実という我々の行っている施策ですけれども、二つに分けておりまして、有為な法曹人材の確保に向けた取組というものと、活動領域の拡大に向けた環境整備というものをやっておりますので、それぞれの具体的な内容をお話しさせていただいて、最後にもう一度、まとめと今後の方向性をお話しするという構成で考えております。

では、まず評価の概要、大枠の結論部分になりますけれども、先ほど申し上げたとおり法曹養成制度の充実という我々の方で行っている政策については、二つに分けております。有為な法曹人材の確保ということをやっているものと、法曹有資格者の活動領域の拡大というものを目指しているという、この二つがあるんですが、まず一つ目の、有為な法曹人材の確保という点につきましては、法曹志望者数という、法科大学院の志願者数を目安にしておりますけれども、こちらが緩やかな回復基調にあるというところで、一定の成果が出ているというところで考えております。続いて、二つ目の活動領域の拡大ですけれども、こちらも企

業とか海外、国、地方福祉等、様々な分野で活躍する弁護士の方を中心に広がっておりまして、法的なサービスの需要は高まっているという形で考えております。

ただ、現状の課題ですけれども、まだ法曹志望者数につきましては、かつてと比べましてはまだ少ないという現状にとどまっておりますので、より多く志望していただけるような活動というところが今後大事になってくるというところで考えております。二つ目、活動領域の拡大につきましても、まだ現状、より拡大できる余地がかなり残っているのではないかと、いうところで、法的サービスの必要性とか重要性みたいなものがきちんと認識されていないのではないかと、いうところで、その掘り起こしですとか、法曹有資格者との結び付きみたいなものを促進していくような活動というのをやっていかなければならないのではないかと、いうところで考えておると、いうところでございます。

まず、背景事情ですけれども、法曹養成制度の充実に向けた取組というもののなんですが、御承知の方も多いかと思えますけれども、法曹というのは裁判官と検察官、弁護士を指す総称でございますけれども、法曹になるために制度がございまして、基本的に中学、高校から大学に行かれる方が最近が多いですけれども、大学で法学部の方に行かれたら、最近3年で卒業できて、ロースクールに行けるという制度も作ったところではあるんですけれども、4年間で卒業してからロースクールに進むということもありますが、法学部を出れば既修者コースという形になりまして、ロースクールの方で2年間学べば司法試験が受験できますという形で制度ができております。法学部以外の方、もしくは法学部卒業したけれども法学の知識が一定程度足りなかったという方に関しましては、未修者コースというところで法科大学院のロースクールの3年間学んでいただくというコースに行っていて、そちらで卒業資格を取っていただくと司法試験が受けられるという形になっております。ただ、こちらでも最近少し制度を改正して、この期間的な負担を減らすというところで、最終学年で卒業が見込まれる方は在学中も司法試験が受けられるというような制度を、令和4年に全面施行された法律で、令和5年度からそういうことができるようになっていくという形でございます。これとは別に、司法試験予備試験という誰でも受けられる試験から司法試験受験資格を取るという方法も現状はあるというところでございます。司法修習1年を経まして、その中から裁判官、検察官、弁護士に分かれていくという形で、それぞれの分野で活動していくということが、全体像としてはこういう形になっておりますが、我々法制部の仕事は何をやっているかというところですので、この全体の関係機関、団体の調整とか、この制度全体を見渡して、必要があれば改正していく、改めていくということを担っているのが司法法制部というところでございます。

この法曹養成制度につきましては、昔は司法試験というペーパー試験一発勝負で法曹になりますみたいな時代が長く続いたんですけれども、司法制度改革審議会の意見書というところで、御存じの方も多いかと思いますが、司法制度改革というのが始まりまして、平成16年に司法制度改革の一環として法科大学院というものを作って、基本的には法科大学院を卒業した人が司法試験を受けられるというような制度に変わりました。先ほど申し上げたとおり、予備試験というものも結局残る形にはなったんですけれども、原則として大卒は法科大学院卒業者が司法試験を受けるという形に、そういう制度に変えたところでございます。

法科大学院ができた当初はすごく人気がありまして、志願者数がすごく多かった時代があったんですけれども、その後、法科大学院の数が多かったというところで、結局卒業生の数

も多くて、合格者の数との割合で言うと卒業生の方が圧倒的に多いというところで、7割合格できるみたいな触れ込みもあったところでしたが、実際のところは初年度でも4割みたいな合格率で、それ以降、受からなかった方が翌年も受けるという関係になりますので、どんどん受験者数が増えて合格率が下がっていくというところで、法科大学院を出ても司法試験に受からない、つまり法曹になれないみたいな方がたくさん出るというような事態になりまして、法曹志望者数はそれに伴って減少してきたというところでございます。その中で、司法試験に合格すると、修習生という形で1年半とか1年とか修習した後、裁判官、検察官、弁護士になっていくという形なんですけど、修習生も昔は給与とお金をもらえていたのが、途中でそれがなくなって、貸与とお金を貸してあげるみたいな制度に変わったりしたというところも相まって、法曹志望者数が減っていったというところがございます。

政府の方では、平成27年の推進会議の決定というところで、合格者がなかなか、数多く出していくというそれまでの制度で行くとなかなか難しいというところで、法科大学院の数も絞って、合格者も1,500人程度という形で、昔、旧司法試験をやっていたときの最後がこれぐらいの規模だったんですけれども、そのあたりの規模で合格者を出すのがいいのではないかという話がありまして、この推進会議で、法科大学院も改革します、やはり人気低迷したのが、時間もかかってお金もかかるというところがありましたので、その負担軽減というところで、先ほど申し上げた法学部を3年で卒業できる制度ですとか、ロースクールの最終学年で在学中に受験できるという在学中受験の制度みたいなものをそこから検討して、令和元年に法律が成立し、令和4年に全面施行されたというところで、この志望者数の減少、これに何とか歯止めをかけて、むしろ増やしていくという方向でこういう制度改正をやってきたというところがこれまでの背景としてございます。

先ほど申し上げた推進会議の決定を受けまして、法制度みたいなものを変えたというところもあるというところなんですけれども、実際に法制度を変えた上で、更に質の高い法曹の確保に向けて情報発信をしていくというところを我々はやってきたというところになります。活動領域の拡大というところを考えたときにも、それぞれまだ法曹が活躍できていない分野に関してニーズの調査、分析を行って、その情報を共有していくという活動を我々の方では行ってきたというところがございます。

これもほぼ繰り返しになりますけれども、全体像としましては、有為な法曹人材の確保というところを考えたときは、まず法曹志望者数を回復させると、母数を回復させて、優秀な人材がたくさんこちらの業界に来ていただくように努力をしていくというところが有為な法曹人材の確保に向けた取組というところで、具体的な取組内容としては、法曹、こういう形のキャリアを積めますよと、様々な分野で活動できますよというところを情報発信、特に若い方々、中高大学生あたりでまだ将来を決めていない方に法曹という選択肢を示して、それが魅力あるものと受け取っていただくということをやってきたというところ、あと、法曹人口の在り方に対するデータの集積や分析というところで、データもこれまで取ってきましたというところがございます。

続いて、活動領域の拡大、これも結局関連するところではございますけれども、多くの質の高い法曹有資格者が社会の様々な分野で活躍していただくというところで、法律の適用が全国津々浦々で行われるというところを目指してきたというところで、それは地域的なものもそうですし、分野的な部分で言ってもそうというところで、活動領域の拡大というのを目

指してきた、こちらの活動ですけれども、取組の内容といたしましては、国や自治体みたいな形で、これまで余り弁護士さんが入っていなかった、裁判官、検察官も余り行っていなかったみたいなところに法曹有資格者が行くと、あと企業法務といったところでも弁護士さん中心に活躍していただくというところで、そういう活動の分析をして情報提供をしてきたということと、あと、まだそれでもなお活躍が余り見られない分野において、弁護士さんや裁判官、検察官のニーズみたいなものがないのかどうかというところの調査、分析というところを進めてきたというところになります。

では、まず有為な法曹人材の確保に向けた取組の具体的な内容というところですが、データは集めてきたという話は先ほどもしていましたが、こちらは参考までに法曹三者の人口の構成ですけれども、法科大学院ができて合格者数が増えたところあたりから、法曹人口全体で見れば人数が増加しており、基本的には弁護士さんの数が増えているという形になっております。司法修習修了後の進路の状況ですけれども、こちらロースクール制度が始まってから、その他というところが結構進路としては大きくなってきたというところがございます。こちらが企業内弁護士とか自治体内での弁護士みたいな活動をされている方がこのあたりに含まれているというところがございます。先ほど申し上げたとおり、法曹志望者数の減少という大きな課題が生じたので、令和元年に制度改正を行って、これで法曹志望者数の減少に歯止めがかかるかどうかというところをデータも取って、見てきたというところでございます。

質の高い法曹人材の確保というところを目的に、先ほどから申し上げていますが、情報発信でありますとかデータの集積や分析というものを行ってきたというところがございますけれども、取組としましては、具体的にはこの法曹志望者数に関する調査というところをここ数年、毎年行っているというところがございます。経過的に観察しているというところ、あと、法曹志望に関するアンケート調査というところで、法学部に在籍する学生に対するアンケート調査をやっております。こちら令和3年度から毎年ずっと行ってきたというところがございます。情報発信につきましては、ポータルサイトというものを作りまして、そこで情報発信の活動をしているというところがございます。

こちらは、先ほど申し上げた令和6年から8年にかけて法曹志望者数調査というところを行っているというところで、法曹志望者数の増減要因の分析というところを行っております。これは、先ほど申し上げた令和4年の改正で、大学3年生で法学部の場合卒業できますよとか、在学中に受験できますよという制度を入れた結果、それが法曹志望に関してどういう形でプラスに働いているかどうかというのをアンケート調査で聞いているという形を行っているというところがございます。同じような内容は法学部アンケート調査でも行っているというところがございます。このあたりの意識調査を行うことで、制度改正の効果を測ろうとしているというところがございます。

実際の成果としての法曹志望者数ですけれども、先ほども申し上げたとおり、当初7万人ぐらいいたのが激減するという、法曹志望者数が右肩下がりに下がってくるというところですが、一応、令和4年に全面施行されて、令和元年に制度、法律ができて、その施行準備をして、令和4年から全面施行という形になりましたけれども、令和元年から令和4年あたりのところで底を打って、一応回復傾向にはあると、少なくとも減ってはいないというところで、微増という形で最近が増えてきているというところがございます。

法学部生の法曹志望というところもアンケート調査、経年で取っていますけれども、こちらについても法曹志望というものを選択肢に入れている学生というのが徐々に増えてきているというアンケート調査の結果になっております。先ほども申し上げたとおり、増加要因として、アンケート調査で見ている限りは、先ほど申し上げた法学部3年で卒業できて、あと、2年在学中に受験できますよという制度、これを3プラス2の制度と言っていますが、最短5年間で司法試験の合格まで行けますというところの、この3プラス2の制度の導入で、法曹コースという、3年で卒業できますという、このコースの利用者が増えてきていますというところが、一応アンケート調査の結果からすると、こういうところが増加要因に寄与しているというところが見て取れるというところでございます。

あと、情報発信の関係ですけれども、将来の職業として法曹を視野に入れ始めた時期というのを、高校生相手に一度、アンケート調査を令和5年に取りまして、その結果、中学生までの間、ここの部分ですけれども、約7割が法曹を視野に入れ始めているというところがございまして、このあたりの層、小学生、中学生、高校生に向けて法曹の魅力を発信していくというのが大事なと考えているところでございます。

もう一つ、活動領域の拡大に向けた取組ですけれども、こちらは文部科学省との間で法曹養成制度改革連絡協議会というものの設置するというのが政府の方針で決まっております、その中で、この活動領域の拡大に向けた環境整備ということで取組を進めてきたというところでございます。今申し上げた連絡協議会の中で、有識者の方からヒアリングをさせていただいて、様々な分野で活躍する現状とかを御報告いただくというようなことを行ってきたり、先ほども少し申し上げましたが、新たな法的ニーズというのがないのかというところで、このニーズ調査みたいなものを行ってきたというところで、スタートアップであったり中小企業であったりというところと、ここの分野に関して、特に中小企業に関しては弁護士さんが余り使われていないということが調査の結果、分かっておりましたので、ここに対するニーズとかを調査してきたというところでございます。

先ほど申し上げた連絡協議会の方では、関係団体とかという形で有識者の方、それぞれの団体、経団連の担当者の方を含めて参加いただいたこともございまして、法曹の活動領域を拡大するためにたくさんの方々にお越しいただいてお話を聞いたというところと、あと、ニーズ調査というものを先ほども申し上げたとおり実施しておりまして、今後も実施する予定ということになっております。地域とかで活躍する分野の話があったり、海外展開、海外で活躍するような話があったり、企業の中で活躍するという話があったりというのが連絡協議会の内容になっております。

成果としまして、結果的にどうなったかというところですが、企業内弁護士ですとか地方公共団体における任期付公務員の数というのが徐々に増えてきたというような形で、一応結果としては出ているというところでございます。あと、弁護士の利用経験、先ほど申し上げたとおり、中小企業は余り使われていないというところで、ここのニーズ調査を行って、ここの関係で、何か弁護士さんにもっと中小企業分野で活躍していただけないかというところを今、検討しているというところでございます。

では、全体の状況を、最後に今後の方向性について簡単にまとめさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、全体として見れば法曹志望者数というのは近年、回復基調にあって、一定の成果があるという形で数字的には考えているというところでございます。ただ、更な

る増加に向けて頑張らなければならないというところと、先ほど申し上げた活動領域の拡大という点で言えば、もう少し法的サービスの受け手の課題を把握して、その課題に対応できる法曹有資格者と受け手とを結び付けるような何か政策ができないかというところを考えていく必要があると考えているところです。

下の方に、法曹の質に関する検証調査報告書というのを参考に載せているんですが、先ほども少しグラフでは報告させていただいたとおり、法科大学院ができた後、法曹人口というのがかなり増加しているという形になっております。増加した結果、法曹の質が低下したのではないかなという御意見もあったりして、そのあたりを、本当に法曹の質が低下しているのかどうかというところの調査という、これは第2回を紹介していますが、第1回もやりまして、3年に1回、法曹の質に関しては検証調査というのを実施し、結果としては、法曹の質が低下しているという事情は今のところ見当たっていないという形の調査結果にはなっております。これは、今後も引き続き法曹人口は増えていきますので、利用者の方々からすると関心の高いところかと思っております、我々の方で3年に一度というような割合で調査が続けられれば考えているところでございます。

今後の方向性ですけれども、結局、もう一段法曹志望者数というのを増やしていくというところを考えたときに、やはり若年層、先ほど申し上げた小学生、中学生、高校生を中心に法曹志望者というもの、法曹ということの世界を知っていただいて関心を持っていただくということが大事なところを考えております。

その観点で申し上げますと、先ほども説明させていただいた法教育、これがまさに小学校、中学校、高校というところで若年層で教育をしている分野になりますので、法教育の係と連携しながら、そこで法曹の世界にも触れていただいて、ちょっと縦割りの業界ではございますけれども、その縦割りをなくして、法教育と一緒にキャリア教育みたいなものも展開できたらどうか、みたいなことを考えているというところでございます。

活動領域の拡大という分野につきましては、先ほどから申し上げているとおり、法的ニーズとのマッチングということが大事なところで、それが、スタートアップ中小企業というのを最近取り上げて検証しているところでございますけれども、このあたりのマッチングの実証実験みたいなものやってみて、どこに課題があるかというところを見つけていくということを今後考えているというところでございます。

私の方からの説明は以上になります。

○小川座長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問があれば、挙手にてお願いいたします。

中島委員、よろしくお願いします。

○中島委員 中島でございます。よろしくお願いします。先ほど石谷先生からも話が出ましたが、生成AIが今、目まぐるしく発展しています。私どもの会社でも、生成AIでできることはもう生成AIに任せようという流れにあります。法曹の世界でも、生成AIを使えば、かなり業務負担が軽減できるのではないかと思います。民事裁判の判決文も近く、全量が電子データとして公表されるというふうに聞いていますけれども、そういったデータを生成AIが学習してどんどん賢くなっていったら、生成AIが法律相談に簡単に乗ってくれるという未来が来るかもしれません。弁護士法との絡みがあるのかもしれませんが、そうした中で今の法曹人口を維持していくことが適正なのかどうか、その辺についてちょっとお

考えを聞かせてください。

○小川座長 ありがとうございます。司法法制部、いかがでしょうか。

○甲元参事官 御質問ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおり、法曹界につきましても生成A Iの影響というものは当然受けると、学者の方々、人によっては違いますが、特に法律家みたいな論理的な世界には生成A Iというものが結構親和的で、活用する幅が大きいのではないかとおっしゃる方もおられて、そうすると、先ほどおっしゃっていただいたとおり、法曹人口、これを本当に今の法曹が必要なのかという議論というのは当然巻き起こってくるかなと考えております。

生成A Iを法律家がどのように使うのかというところは、まさに今検討しているところでございます。生成A Iを使えば法律家、人間が、弁護士さんでも裁判官もそうですが、検察官も含めて、必要なくなるのかという点につきましては、これは世界中で結構議論されているんですが、世界の潮流としては、やはり人間中心主義と申しますか、人間が最終チェックしなければいけないというところが今、世界の報告書を見る限り、私が知っている限り、どこもそうになっておりまして、A Iに全部任せていいという話には今のところはなっていないというところでございます。

ただ、それが結構ポジショントーク的な可能性もありますので、本当に人間がやらなければならないのか、その理由は何なのかというところはきちんと検討しなければいけないと思っております。例えば、民事裁判につきまして生成A Iをどのように使うべきか、人間がどの分野を担うべきか、みたいな議論は別途、今、研究会みたいなものが進んでいるところもございます。生成A Iを使ってリーガルサービスを提供するリーガルテックみたいな会社に関しても、日本では弁護士さんしか法律問題を有償で扱ってはいけませんという弁護士法という法律の規制がかかっておりますので、生成A Iをどこまで許容するかという点につきましても、これも法務省の方で今検討中という形でございます。

まさに先生から今頂いた御意見というのは法務省で検討しなければならない点でございます。まさに検討しているところでございますけれども、今のところは法曹人口、人間がある程度、生成A Iを使うとしても、必要ではないかという前提の下、世界が動いていますし、日本もその方針自体は今のところ変わっていないのかなと思いますが、引き続ききちんと検討していく必要があるかなと考えている点でございます。

以上です。

○中島委員 ありがとうございます。

○小川座長 ほかに。

石谷委員、お願いします。

○石谷委員 すみません、今の話の若干延長でもあるんですけども、最後の多分ニーズとマッチングのところに、実は生成A Iがかなり影響が出るのではないかなと個人的には思っております。これは若干、私の個人的なあれも含まれるんですけども、実は株式のA Iを開発した方にお話を聞いたことがありまして、実際に作ってみたら、とにかく利用が多かったのが、初心者の方の質問が倍増したと。何でという話になったら、聞くのが恥ずかしいと、人に聞くのが恥ずかしいことがA Iだったら聞ける。やはり弁護士さん、私も御相談に行ったことがもちろんあるんですけども、やはりちょっとどこかでハードルがある。一発目のハードル、こんなことを弁護士に相談していいんだろうとか、あと、行ったらすごくお金

がかかるのではないだろうかみたいな最初のハードルの部分で、そこを下げてくれる作用というのはA I が、相手が人ではないからこそ、実は初心者向け、それから、やはりこんなことを聞いたら恥ずかしい、これは恥ずかしいことなのではないか、みたいなところの恐れがあるような人たちに対しては、その質問を引き出すという意味では明らかに効果がありそう。ただ、現状はありそうで終わっているのも、そこから実際の弁護士さんなり、何かのマッチングのところがあるのであれば、そこが逆につながってくれば、ひょっとしたら今まで以上のニーズの掘り起こし、要するに、今まで質問が来なかったがために可視化できなかった質問とかも、実はA I が間に入ることで、すくい上げる可能性は全然あるなというのはあるかなと思います。

ただ、それも結局マッチングのところまで行かないと、せっかく起きたことを、せっかくみんな手元でやっているのに、何かよく分からないといってばんと閉じるみたいになってしまふと余り意味がないと思うので、ここから先は、もちろんA I に介入することはできないですけども、何らかの、例えばA I がこんなことを言っていたら、ではここから先は実際に弁護士さんに相談してみましようみたいなことの、ガイドラインというのは大げさですけども、何か利用ケースみたいなものをマッチングの場みたいところで提供できると、まだまだ実は拾えるニーズってあるのではないかなとは思っております。

○小川座長 石谷委員、ありがとうございました。何かございますか。

○甲元参事官 ありがとうございます。余りマッチングのところで生成A I を利用するという発想がなかったので、今頂いた御意見を踏まえて、ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○小川座長 ほかに御意見、御質問はありますか。

では、吉開委員、お願いします。

○吉開委員 先ほど法教育の話があって、法教育の問題とこの法曹養成というのは非常に関わりが深いんだろうなと、とりわけデータでも中学生ぐらいで決めたという人が多いというデータもありましたので、そういった層にいかにか法曹という仕事を理解してもらうかということが、志望者の確保という点で大事なのかなというふうに思っているんですが、ただ、法教育自体は一般的な法の価値について理解していただく教育というふうになっていて、それと、恐らく法曹に関心を持ってもらうためのキャリア教育というのは少々異なるのかなというふうには思っております。それからしますと、その展開の仕方といいますか、どうやって連続性を持たせていくのかというふうな、先ほども委員の方の御指摘で、ウェブページを見ると次にどうなるかというお話があったと思うんですが、同じように、法教育を受けた後に、ちょっと関心を持ったら、ではどういうふうにすれば法曹の方のキャリア教育的な方につなげるのかというところを御検討いただく必要があるのではないかなというふうに思っている次第です。

それともう1点が、私も実務家をやってから大学に来て、大学で教えている中身を見たときに、実際、実務家をやっていると、法曹の魅力って何なのかなと思ったときに、やはりよく分からない事実関係を解明して事実を明らかにして、そういった事実認定みたいなもののというのが法曹の一つの魅力なんじゃないかなというふうに思うんですが、大学教育自体は非常に理論的なものに偏っていて、そういったところはほとんど教えていないのが実情かなというふうに思っています。むしろ、そういったところはもう大学で教えるのが無理なんだと

すると、先ほど中高生ぐらいで関心を持ってくれる人たちがいるんだとすると、そのあたりでそういった謎解きといいますか、模擬裁判はある程度もう材料が出てしまっているの、なかなか限界があるような印象を個人的には持っております。持っている材料だけで判断するみたいな形がありますので。一応、私の方で前にちょっと作ったやつは、さっきの自転車泥棒の話なんですけれども、その自転車泥棒をみんなで捜査するというふうな、だから、分からないところを自分たちで調べていって、結局誰が犯人なのか、その人が本当に犯人なのかどうかというのを自分たちで調べていくような形でやったんですけれども、そういった事実認定的な教育みたいなものを早めに入れられると、法曹というのがあたかも六法全書丸暗記していて条文の奴隷みたいになっているというふうな印象を持たれるよりは、もう少し動的な事実認定のプロセスみたいなものを早めに伝えられると、その魅力の確保という点では、いいのではないかなというふうに思っております。ちょっと個人的な意見になってしまいますけれども、以上です。

○小川座長 ありがとうございます。何かございますか。

○甲元参事官 ありがとうございます。まず、最初に頂いた法教育と法曹養成を組み合わせたような形でどう展開していくかという点につきましては、おっしゃるとおり、基本的に似てはいるんですけれども、やはり目的が結構違いますので、組み合わせ方みたいなものは、我々の方で今考えているのは、例えば出前授業とかで学校に行くときに、その学校側のニーズに合わせてそのバランスを変えていくみたいな形をちょっと考えていまして、何パターンかそのバランスが、5対5とか、2対8でどっちが多いみたいな、3対7ぐらいがいいのかもしれないんですけれども、それぐらいの割合のやつと、逆のものという形で、3パターンぐらいこちらで教材というか、しゃべるためのパワーポイントとかを用意しておいて、学校側のニーズに合わせて割合を変えていくみたいな形で、ゼロ、100にしてしまうとどちらかしか目的が達成できないので、どちらかの要素は少しでも入れさせていただくみたいな形で展開すると、より効果があるのかなというところをちょっと今考えているというところでございます。

あと、法律家の実務家、法曹としての魅力というところで事実認定的な要素を模擬裁判以外でも伝えるようなことというところは、おっしゃっていただいたとおり、そこって結構面白く学生には感じていただけたところかなと思っておりまして、そのあたりも何か作れればいいかなと思っておりまして、今ちょっとパワーポイントのスライドで、私は裁判官だったんですけれども、そのときに自分で経験したような事実認定のやつで、学生にも分かりやすいような事実認定の事例で、ぼかしたようなやつでしゃべってみるというのをちょっと用意したりしていまして、反応がよければ、それをブラッシュアップしていくみたいな形で、ちょっと教材みたいな形で作ればなというところを考えております。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

朝日委員、お願いします。

○朝日委員 御説明ありがとうございました。一つ細かいことでお聞きしたいんですけれども、14ページの、法曹、法科大学院の志願者数を指標として見たときに回復傾向にありますということなんですけれども。ここで評価をされて、増減要因が下のように分かりましたということで、分析をよくされていると思うんですけれども、結局こういった制度変更をしたと

きに、その結果がどうなったかということで言うと、例えば、一番上の民間企業との労働条件の差だとかは政策のコントロール外の要件なので、そういったことまで踏まえたときに、総合的な評価として、これが制度変更の成果ということはどういうふうに最終的に評価するかという点で言うと、もちろん2番目のところ、3番目のところに、制度変更あるいはその政策的なものの成果ということは見られたということなんですけれども、場合によっては環境によっては、もうそれをしのご減少要因というのがないとも限らないわけです。そういう意味で、どういうふうに評価としてまとめていくかということ、どういう感じになりますでしょうか。

○甲元参事官 ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、この評価はかなり難しく、実際に新しい制度を入れて、その制度を入れたことで法学部とかロースクールを志望しましたか、みたいなアンケート調査を取っていて、その辺も加味しながら、一応ここで書いてあるような分析結果みたいなことをやっておるんですけれども、なかなか他の社会の要因全てを捉えて分析するというのが難しいものですから、どうすれば適正な評価になるのかというところは我々も迷いながら、今やっているのが、法学部生のアンケートですとか法科大学院生に対するアンケートで、この制度がどれだけ寄与したかみたいな、そういうところをアンケートを取っているという形でございます。

○朝日委員 分かりました。ありがとうございます。比較的、規制インパクトのように制度変更があったときの検証の仕方というのは、EBPMの中でいろいろと発展してきている部分があるので、やりようはある分野なのかなとは思いましたが、おっしゃったように、原理的にすごく難しいものだと思うんですね。なので、要は政策のコントロールできない部分に対する対策、そのあたりを最終的な評価のところでは考慮していくことは、せっかくの分析の結果なので、必要なのではないかなと思いましたが。効果があつたようだというところまでは何となく分かったんですけれども、その他の要因がどう関わってくるかということも、せっかく情報として得られているので、という趣旨になります。すみません、ちょっと細かいところで。

○甲元参事官 ありがとうございます。御指摘を踏まえて検討させていただきます。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問は。

また最後に私の方から。またさっきと少し似たような角度なんですけれども、3年前から東京では弁護士会と検察庁と地検と地裁と家裁と、法曹の魅力のイベントとかをやっていて、大都市圏ではやっているんですけれども、地方ではなかなかできていないところが多くて、そのマンパワーのない弁護士会には1年で1人かゼロか、ゼロワン地域と呼んでいるんですけれども、弁護士が登録数ゼロか1というのが半分以上の単位会になっていて、もしかしたら地方の人、若い子たちが、こういう情報から、こういう体験から置いてかれているのではないかなというような気もするんです。さっきと同じように、インターネットで情報格差というのはなくなってきているように思うんですけれども、体験の格差というのが生じてきていて、地方に若い弁護士がいないということは、若い弁護士に触れる若い人もいないという、もしそういう状況になっていたらということもあるので、やはり各地域も含めて、もちろん法務省が全部旗振りをするということではなく、弁護士会や地検、地裁と連動して、法教育なり法曹の魅力なりを発信するような取組の、せめて旗振りのような形をやっていただけれ

ば、なかなか前例がないと各、特に役所は動きにくい部分もあると思いますので、そういう試みなんかも講じていただければ私としては嬉しいなというふうに思います。意見でした。

○甲元参事官 ありがとうございます。

○小川座長 何かあれば、お願いします。

○甲元参事官 検討させていただいて、そういう取組、私も非常に大事だと思ってしまして、ぜひやりたいなと考えておりますので、やれるかどうかをちゃんと考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

特にこれ以上質問もないようですので、質疑は以上とさせていただきます。

本日委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の範囲について御検討いただくなど、改善につなげるようお願いしたいと思います。

本日の議事は以上です。本日の会議のやり取りを踏まえ、村松政策立案総括審議官から発言をお願いいたします。

○村松審議官 政策立案総括審議官の村松でございます。本日はかなり闊達な御意見を頂いたと思っております。どうもありがとうございました。

今日取り上げた二つの論点というところでありますけれども、一つ目が法教育という分野でございました。冒頭、法務事務次官の方からも少し話がありましたけれども、やはり法務省全体としては、これまで法執行機関という側面が強くて、検察であれば捜査して起訴する、刑務所の関係ですとか入管の関係、あるいは法務局であれば登記の関係ということで、法律を執行していくという機能が本当に中心的な役所かなと思っておりましてけれども、そういう中で言いますと、この法教育というのはかなり色合いが違う、そういう分野でありまして、恐らく今、担当がそれぞれ検討しておるわけですが、なかなか手触りが違うといえますか、これまでやってきたこととの距離感がかなりある、そういう分野かなという気もしております。

そういった中では、やはりそもそもどういうふうに目的を捉えて、そこにつなげるようにどういうふうに分析していくのか、ロジックの分析の仕方も含めて、今日頂いている御指摘のように、確かに少し抽象度が高過ぎて、ぼやんとしている部分があるなというのは、本当に御指摘のとおりだと思います。この解像度を上げていくという取組を進めていく必要があると思いつつ、しかし、なかなかそれが簡単に行くのかというところは、内部でも事前の議論でもそういったところを言うておりましたが、しかし、やはりそういうところをしっかりと認識して、意識して詰めていくという作業が非常に重要だなと思っておりますので、取組をしっかり進めたいというふうに思っております。

また、効果測定のお話なども頂きましたけれども、やはり意識ですとか行動がどう変容するのかというところを捉えるような指標というところであると思いますが、また、逆に言いますと、そういったところに意識を向けて本当に施策展開できているのと、こういうことをやれば行動や意識が変わるんだからやっ払いこうというところの、何となく認識も少し、抽象度が高過ぎることも原因かもしれませんけれども、ふわっとして進めてしまっている部分もあるのかなという気が、今日のお話全体を伺っていて、しましたので、そういったところもしっかり、EBPMという観点そのものかと思っておりますけれども、改善していくということは非常に大事かなというふうに思いました。

それから、やはり二つのテーマともにでしたけれども、A I というものの登場の影響というのがそれぞれ出てきたというのも非常に興味深いなというふうにも伺ってございました。特に法曹養成の関係で言いますと、まさに御議論がありましたけれども、A I の登場によって、法曹の未来といえますか、どういう役回りが法曹人材に期待されるのかという部分がいろいろ変わってきそうな実感を、恐らく実務家は皆さんお持ちだということかと思っております。その部分、今この場でどうのこうのという議論にはもちろんならないわけですが、そういった社会全体の大きな動きというところが、今回のもの以外にも、いろいろなところで法務省との関連でも出てくるかと思しますので、そういったところもしっかり意識しながら進めていくことが必要かなというふうに感じた次第でございます。

今日頂きました御意見、本当に参考にさせていただきまして、またE B P M のアドバイザーの皆さんとも協力しながら、しっかりと政策評価の取組を進めてまいりたいと思っております。引き続き法務省に対しまして御指導を賜ればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○小川座長 ありがとうございます。

最後に、今後の予定等について事務局からお願いします。

○事務局 ありがとうございます。事務局から今後の予定を申し上げます。

本日の会議のやり取りにつきましては、議事録を作成の上、後日法務省ウェブサイトで公開予定です。議事録の案が整い次第、本日御発言を頂いた皆様方に対し、内容の確認依頼をメールにて送信させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日御意見や御質問を頂戴した政策評価書案につきましては、本年9月頃に予定している法務省事後評価実施結果報告書の公表に向け、今後の方向性の項目を中心に最終調整に入ります。加えて、法務省事前評価実施結果報告書及び同事後評価実施結果報告書についても、委員の皆様方の審査を頂くため、本年7月から8月にかけて、第80回となる法務省政策評価有識者会議を持ち回りにて開催させていただく予定としております。その後の予定も含めまして、詳細につきましては両報告書の準備が進み次第、委員の皆様方へ事務局から御連絡をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小川座長 ありがとうございます。

予定時間より早めに終わりましたので、御協力ありがとうございました。

本日はこれで閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

—了—